

さ情審査答申第221号  
令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

貴職から受けた、諮問第565号及び諮問第566号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の審査請求人による類似性及び実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 令和4年3月16日付け諮問第565号「ケース記録開示請求。9月27日（令和3年）に新規調査にきた保護第2係職員の調査記録を見たいため。（以下「本件対象個人情報①」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分①」という。）に対する審査請求
- 2 令和4年3月16日付け諮問第566号「令和3年9月27日に新規調査にきた保護第2係職員のケース記録に記載があった（以前部分開示した）別紙、面接記録の写しと別紙、病状調査記録票（写）の開示を求める（以下「本件対象個人情報②」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分②」という。）に対する審査請求

#### 第1 審査会の結論

本件各審査請求に係る、令和3年10月15日付け北健福第4011号及び令和3年11月30日付け北健福第4865号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分①及び本件処分②は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分①及び本件処分②に対する審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報①及び本件対象個人情報②の開示請

求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、下記「2 審査請求の理由」に記載する対象文書を開示するよう求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

### (1) 本件処分①について

調査報告—主に架電（令和3年9月22日）と（令和3年9月28日）の開示請求者である私と保護第二係職員との会話内容のマスクングしている部分の開示を求める。非開示理由として、条例第14条第3号及び第5号に基づいてと判断しているけれども、その理由を見ると「ケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で客観的事実と認められない部分であり」と書いてあるが、架電内容については架電でのやり取りだから事実として争いがないような記載があると思われる。全部が全部、客観的事実に反するような記載があるとは通常考えられない。発言内容に問題があれば問題があるからこそマスクングしてるのではないかと考えられる。また、調査報告—生活福祉課職員より入電のマスクングされた部分で生活福祉課職員から保護第二係職員にどのような注意とか配慮があったかとか、役所としての評価的な部分も入ってるところは入ってるんだろうけど、その評価の前提となるような事実関係が書かれてるだろうからその部分については開示されるべきであると思われる。少なくとも電話のやり取りだけは、やり取りの事実であるから明らかにされるべきで「その内容を公開することにより開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」とは到底考えづらい。仮に「その内容を公開することにより、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」と想定した場合どのように今後の適正な指導及び援助が困難になるか、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるかを個別具体的に記載すべきである。しかし、弁明書では個別具体的に一切返答されていない。懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく説明することは処分庁の責任だと思うので上記の質問に懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく回答を求める。また、保護第二係職員の所見部分を開示請求者に開示しても、必要な事項について適切な表現で記載している限り、北区福祉課と開示請求者との信頼関係は損なわれることはなく、今後の適正な指導及び助言が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれはない。

また、調査報告－（４）稼働能力についてと保護措置－○稼働能力について、に伴う非開示理由として条例第 14 条第 3 号及び第 5 号に基づいて「北区福祉課において当該行政情報は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり」と書かれているが、この病状調査を行った保護第二係職員は、私の主治医に、名字だけ伝え下の名前を伏せた名刺を私の主治医に渡し病状調査を行ったと聞いた。保護第 2 係職員は地方公務員という立場でありながらフルネームを伏せて病状調査を行ったという点で、条例第 9 条第 1 号第 2 号に抵触しているおそれがあるため本当に「医療機関の任意の協力のもとに得た資料」であるかどうかを確認するために、調査報告－（４）稼働能力についてと保護措置－○稼働能力については開示すべきである。また保護第 2 係職員が下の名前を伏せて地方公務員であるという身元を明確にせず病状調査を行った事から鑑みるに、条例第 9 条の個人情報の適正な維持管理に努めなければならないという点から地方公務員として不自然且つ不透明な行動だと思われる。よって「開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」とは到底考えづらい。このような状況下において「今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」と想定した場合、どのように今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるかを個別具体的に記載すべきである。しかし、弁明書では個別具体的に一切返答されていない。そもそも医療機関の個別医療情報は、当該患者の同意があれば当該本人のプライバシー権に基づく個人情報として開示されるべき性質の情報であるが、これを踏まえた上で開示しないのであれば非開示理由も含め懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく説明することは処分庁の責任だと思うので上記の質問に改めて懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく回答を求める。

保護措置－○世帯類型及び訪問基準について、と保護措置「今後の課題」の次行一段については、私の地区を担当している北区福祉課職員が「訪問は 4 か月に 1 回ですよ」と口頭で訪問基準については明らかにしており、その他世帯類型や今後の課題についても客観的事実と認められるものであると思われる。また地方公務員という立場でありながら、私の主治医にフルネームを伏せて病状調査を行った保護第二係職員の不自然且つ不透明な行動が条例第 9 条第 1 号第 2 号に抵触しているおそれがあるため「開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」と記載されてるが、開示しないことにより医療機関との信頼関係が損なわ

れ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると思われる。

(2) 本件処分②について

実施機関が非開示とした病状調査記録票においてはそもそも北区福祉課職員から渡せないと言われて、条例第14条第3号及び第5号に該当しているかも確認できない状況である。

またこの病状調査記録票の病状調査を行った保護第二係職員が私の主治医に令和3年9月27日にフルネームを伏せた名刺を渡して私の病状調査を行ったという事を主治医から確認をとっている。

保護第二係職員が地方公務員という立場でありながら、私の主治医にフルネームを開示せず、下の名前を伏せた名刺を渡して病状調査を行ったという事から、個人情報の適正な維持管理に努めなければならないという点で条例第9条第1号及び第2号に抵触しているおそれがある。そもそも医療機関の個別医療情報は、当該患者の同意があれば当該本人のプライバシー権に基づく個人情報として開示されるべき性質の情報であるにも関わらず、病状調査記録票を開示することで「当該行政情報は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」とは到底考えづらい。地方公務員の立場である保護第二係職員が適切に病状調査をしたのか確認する必要があるので病状調査記録票は開示すべきである。このような状況の中で仮に「医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」と想定した場合どのように今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがでてくるのか個別具体的に記載すべきである。

また、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」の非開示理由として、条例第14条第3号及び第5号に該当と記載されているが、私が生活保護の申請をした令和3年9月17日に面接員である北区福祉課職員から、今回開示請求した面接記録票のコピーを既に頂いている。面接記録票のベースとなるコピーを頂いている状況の中で正確な公文書として面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」をマスキングする必要性がないと思われる。この時点で現業員同士で個人情報である面接記録票を適正な維持管理に努めてないと考えられ、北区福祉課職員から既に公開されているものをわざわざマスキングする保護第二係職員の不自然且つ不透明な行動は条例第9条第1号及び第2号に抵触すると思われる。

また「当該行政情報は、ケースワーカーと開示請求者との応対の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものである。これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」と記載してあるが、実際にこちらに既の開示されてある文書について支障が生じるおそれがあるためというような判断をするくらいだから、具体的な検討をしないで安易に支障が生じるおそれのためといってるに過ぎない。むしろ信頼関係を維持するためには、具体的な記録の中身を開示することの方が重要であると思われる。担当ケースワーカーの所見部分を開示請求者へ開示しても、必要な事項について適切な表現で記載している限り、北区福祉課と開示請求者との信頼関係は損なわれることはなく、今後の適正な指導及び助言が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれはない。

よって北区福祉課職員から既の開示されてる面接記録票のコピーがあるにも関わらず、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」を開示することで「当該行政情報は、ケースワーカーと開示請求者との応対の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものである。これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため」とは到底考えづらい。また既に元となる面接記録票のコピーを頂いている状況でそれを開示することで仮に「当該行政情報は、ケースワーカーと開示請求者との応対の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものである。これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがある」と想定した場合、どのように今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じる恐れがあるかを個別具体的に記載すべきである。しかし、弁明書では個別具体的に一切返答されていない。懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく説明することは処分庁の責任だと思うので上記の質問に改めて懇切丁寧にかつ個別具体的に分かりやすく回答を求める。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件処分①について

ア 本件処分の内容及び理由

令和3年10月1日付けで、審査請求人より、「ケース記録開示請求9月27日（令和3年）に新規調査にきた保護第2係職員（ケースワーカー）の調査記録を見たいため。」について、個人情報開示請求書が提出された。

北区福祉課では、開示請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されているとおり、「生活保護法による被保護者に係る保護台帳のうち「新規記録（令和3年9月28日記録）」について（決裁日：令和3年9月30日）」の文書を特定した。

特定した文書の一部に記載されていたケースワーカーと開示請求者との対応の内容が記載された部分については、その内容を公開することにより、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。また、医療機関の任意の協力のもとに得た資料について、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、ケースワーカーと開示請求者との対応の内容が記載された部分について「全部が全部、客観的事実に反するような記載があるとは通常考えられない。発言内容に問題があれば問題があるからこそマスキングしているのではないかとも考えられる。」と主張している。またケースワーカーと生活福祉課とのやり取りについて「評価の前提となるような事実関係が書かれているだろうからその部分については開示されるべきであると思われる。」「電話のやり取りだけでは、やり取りの事実であるから明らかにされるべき」「どのように今後の適正な指導及び援助が困難になるか、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるかを個別具体的に記載すべきである。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおり、ケースワーカーとのやり取りの内容の記録が記載された部分で客観的事実と認められない部分については、その内容を公開することにより、開示請求者との信頼関係が

損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため不開示とした。

また、審査請求人は「調査報告－（４）稼働能力について」「保護措置－〇稼働能力について」「世帯類型及び訪問基準について」「保護措置「今後の課題」の次行一段」について、「本当に「医療機関の任意の協力のもとに得た資料」であるかどうかを確認するために開示すべきである。」「客観的事実と認められるものであると思われる。」「開示しないことにより医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると思われる。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおり、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため不開示とした。

(2) 本件処分②について

ア 本件処分内容及び理由

令和3年11月16日付けで、審査請求人より、「令和3年9月27日に新規調査にきた保護第2係職員のケース記録に記載があった（以前部分開示した）別紙、面接記録の写しと別紙、病状調査記録票（写）の開示を求める。」について、個人情報開示請求書が提出された。

北区福祉課では、開示請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されているとおり、「生活保護法による被保護者に係る保護台帳のうち「面接記録票（令和3年9月17日実施）」及び「病状調査記録票（令和3年9月27日実施）」の文書を特定した。

特定した文書のうち病状調査記録票については、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。また、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」について、ケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものであり、これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を

行った。

#### イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、病状調査記録票について「適切に病状調査をしたのか確認する必要があるので病状調査記録票は開示すべきである。」「どのように今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるのか個別具体的に記載すべきである。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおり、病状調査記録票については、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、開示することで医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示とした。

また、審査請求人は面接記録票について「面接記録票のベースとなるコピーを頂いている状況の中で正確な公文書として面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」をマスキングする必要がないと思われる。」「むしろ信頼関係を維持するためには、具体的な記録の中身を開示することの方が重要であると思われる。」「どのように今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護事務の適正な執行に支障が生じる恐れがあるかを個別具体的に記載すべきである。」と主張している。

北区福祉課では、上記アで述べたとおりケースワーカーと開示請求者との対応の記録が記載された部分で、生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分を取捨選択して記録したものであり、これらを開示し、開示請求者との認識が異なっていた場合等、開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると判断し、条例第14条第3号及び第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件各審査請求について

- (1) 本件対象個人情報①及び②は、審査請求人の生活保護申請に係る新規調査記録、面接記録票及び病状調査記録票である。
- (2) 実施機関は、本件処分①において、新規記録のうち、「ケースワーカーから審査請求人への架電内容」、「生活福祉課からの入電内容」、「稼働能力について」、「世帯類型及び訪問基準について」、「今後の課題」の部分条例第14条第3号及び第5号に該当するとして不開示とし、本

件処分②において、面接記録票のうち「面接の内容」「面接結果」の部分、及び病状調査記録票を条例第14条第3号及び第5号に該当するとして不開示とする行政情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、条例の条文・趣旨に照らして、一部開示決定は正当なものではないとして、不開示とした部分の開示を求めたものである。

## 2 本件処分の当否について

- (1) 本件対象個人情報①の一部に記載されていたケースワーカーと開示請求者との対応の内容（令和3年9月22日付、同28日付主に架電、生活福祉課より入電）が記載された部分については、当審査会で見分したところ、その記載内容は、必ずしも会話のすべてを記載したものではなく、福祉事務所が生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分とを取捨選択して記録として残したものであり、作成者の評価や認識が反映されているものであった。これらを開示請求者へ開示し、開示請求者の認識と異なっていた場合等、実施機関と開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報であると認められ、不開示とした本件処分①は妥当である。

また、「稼働能力について」は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、当該情報を開示請求者へ開示することで、実施機関と医療機関との信頼関係が損なわれる等、今後、当該医療機関から率直な意見の提供が受けられなくなることが想定される。そのため、当該情報を開示すると、診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報と認められるので、不開示とした本件処分①は妥当である。

さらに、「世帯類型及び訪問基準について」及び「今後の課題」は、医療機関の任意の協力のもとに得た資料を踏まえた上での作成者の評価や認識が反映されており、前述した理由がいずれも当てはまり、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報であると認められ、不開示とした本件処分①は妥当である。

- (2) 本件対象個人情報②のうち病状調査記録票については、医療機関の任意の協力のもとに得た資料であり、当該情報を開示請求者へ開示することで、実施機関と医療機関との信頼関係が損なわれる等、今後、当該医療機関から率直な意見の提供が受けられなくなることが想定される。その

ため、当該情報を開示すると、診断等に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報と認められるので、不開示とした本件処分②は妥当である。

また、面接記録票のうち「面接の内容」及び「面接結果」は、ケースワーカーと開示請求者の応対の記録が記載されたものであって、当審査会で見分したところ、その記載内容は、必ずしも面接における会話のすべてを記載したのではなく、福祉事務所が生活保護事務の適正な実施に必要な部分と不必要な部分とを取捨選択して記録として残したものであり、作成者の評価や認識が反映されているものであった。これらを開示請求者を開示し、開示請求者の認識と異なっていた場合等、実施機関と開示請求者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導及び援助が困難になる等、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、条例第14条第3号及び第5号に該当する不開示情報であると認められ、不開示とした本件処分②は妥当である。

(3) 審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、本件各審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和4年 3月16日	諮問の受理（諮問第565号）
②	令和4年 3月16日	諮問の受理（諮問第566号）
③	令和4年 4月21日	審議
④	令和4年 5月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和4年 8月 4日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)